

## 賛助会員規約

- 第1条 次の者を以て賛助会員とする  
当組合の運営を理解し、趣旨に賛同する会社及び個人  
当組合員と商取引、或いは関連する業を営むもの
- 第2条 賛助会員の入会は理事の推薦により理事会の承認を得る  
入会時に事業内容のわかる会社案内及び概要等を添付する
- 第3条 賛助会員会議は会員の要望により、理事会で必要と認めた場合に招集することができる
- 第4条 賛助会員に対し、当組合は次のことを行う  
1. 社交福井の配布  
2. 社交福井への紹介記事および広告掲載  
3. 組合主催の催事、行事への参加勧誘  
※当組合のホームページの賛助会員は、ホームページ上の賛助会員バナーに掲載
- 第5条 賛助会員の年会費は年 10,000 円とする  
※ホームページの賛助会員は 20,000 円とする  
会員年度は 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする  
年度途中の入会は月割りとする  
入会決定後請求書を送付する
- 第6条 賛助会員の会費は前納とし、途中大会の場合も返却しない
- 第7条 その他規約は福井県社交飲食業同業組合規約に準ずる
- 第8条 賛助会員が当組合に支障をきたし、或いは当組合の名誉を棄損した場合は理事会の決議により退会処分とする

○以上の規約は令和 3 年 4 月 1 日施行する